

別記 16 [既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について]

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成22年総務省令第71号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成22年総務省告示第246号）が平成22年6月28日に公布され、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」（平成22年7月8日消防危第144号）、「既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策の徹底について」（平成24年9月12日消防危第208号）等により、既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について規定されている。

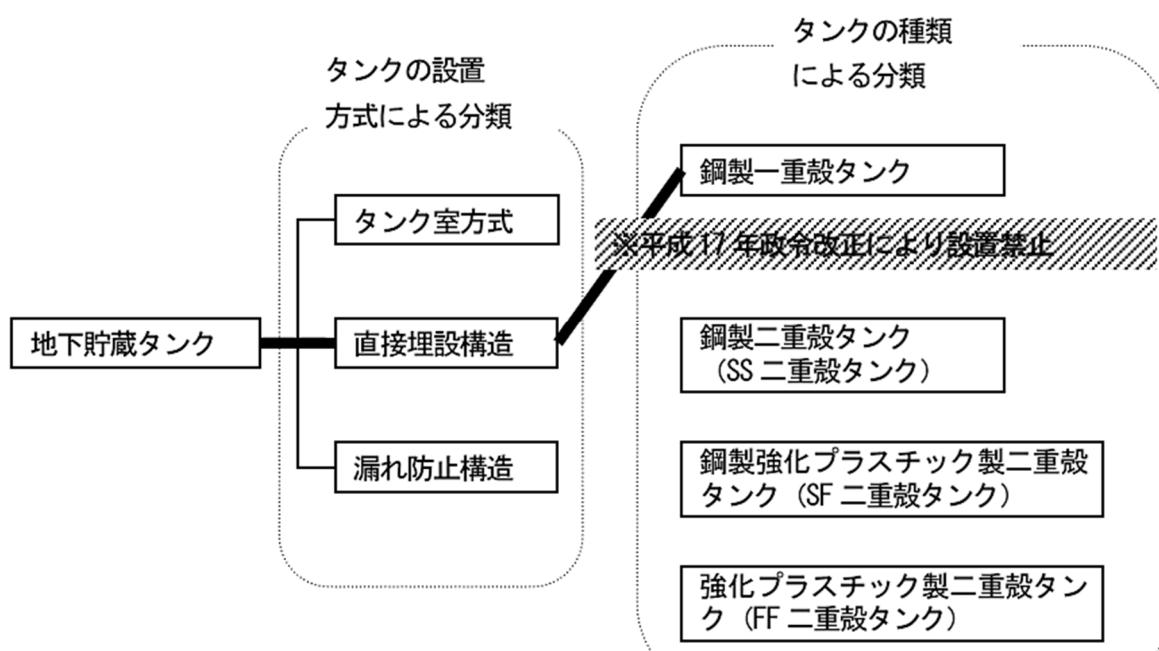
なお、本運用中においては、法令名等について次のとおり略称を用いることとする。

法令、告示、通知等	略称
危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令 (平成22年総務省令第71号)	改正省令
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件 (平成22年総務省告示第247号)	改正告示
既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について (平成22年7月8日消防防危第144号)	144号通知
危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成21年11月17日消防危第204号)	204号通知
危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成22年7月23日消防危第158号)	158号通知

既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用**1 地下貯蔵タンクの区分****(1) 地下貯蔵タンクの分類**

地下貯蔵タンクは次図のよう分類される。

なお、流出防止対策等の対象となる地下貯蔵タンクは、次図太線の組み合わせの直接埋設構造の鋼製一重殻タンクである。

**(2) 流出防止対策等に関する地下貯蔵タンクの区分**

直接埋設構造の鋼製一重殻タンクのうち、流出防止対策に関するタンクの区分は以下のとおりである。また、塗覆装、設置年数及び設計板厚により①～③のとおり区分される。

なお、設置年数は、当該地下タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算

日とした年数をいうこと。

設計板厚は、当該地下貯蔵タンクの設置時の設計板厚をいうこと。当該板厚は、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値で差し支えないこと。

(平成22年7月8日消防危第144号)

① 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク（告示第4条の47の3）

設置年数	タンク外面の塗覆装	タンク鋼板の板厚	講じる措置
50年以上のもの	アスファルト	すべて	内面コーティング 又は電気防食
	モルタル	8.0mm未満	
	エポキシ樹脂	6.0mm未満	
	強化プラスチック	4.5mm未満	
40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満	

タンク室、二重殻タンク、漏れ防止構造は除く。

② 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（告示第4条の49の3）

設置年数	タンク外面の塗覆装	タンク鋼板の板厚	講じる措置
50年以上のもの	モルタル	8.0mm以上	内面コーティング 又は電気防食又は常時監視（高精度液面計）
	エポキシ樹脂	6.0mm以上	
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満	
40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm以上	内面コーティング 又は電気防食又は常時監視（高精度液面計）
	モルタル	6.0mm未満	
	エポキシ樹脂	4.5mm未満	
	強化プラスチック	4.5mm未満	
30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm未満	
	モルタル	4.5mm未満	
20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm未満	

③ その他の地下貯蔵タンク

前①～②以外の地下貯蔵タンク→施工義務なし

- ※ 設計板厚は、当該地下貯蔵タンクの設置時の設計板厚をいうこと。当該板厚は、設置又は変更の許可の申請における添付書類に記載された数値で差し支えないこと。
- ※ 前①及び②のうち、危険物の貯蔵又は取扱いを休止しているものにあっては、休止の間政令第23条を適用して、流出防止対策等を講じないこととして差し支えない。

(平成22年7月23日消防危第158号)

2 流出防止対策等について（改正省令、改正告示）

- (1) 前1(2)により腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク又は腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに分類された場合の講ずべき流出防止対策等の措置については次のとおりである。

タンクの区分	講ずべき流出防止対策等の措置	備考
腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク	内面の腐食を防止するためのコーティング又は電気防食	
腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク	地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示（告示第4条の49の2）で定める設備（例えば高い精度でタンクの液面を管理することができる高精度液面計等）、又は、内面の腐食を防止するためのコーティング、若しくは、電気防食	設置年数の経過に伴い、腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクの要件に該当する場合がある。
その他の地下貯蔵タンク	措置無し	同上

※ ステンレス鋼板その他の耐食性の高い材料で造られている地下タンクにあっては、当該地下タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物及び地下タンクが埋設されている土壤環境等に鑑み、当該タンクが十分な耐食性を有することが確認された場合、腐食のおそれが特に高いものに該当するタンクにあっては、規則第23条の2第1項柱書のただし書きを適用して、内面コーティング又は電気防食の措置を講じないこととし、腐食のおそれが高いものに該当するタンクにあっては、政令第23条を適用し、危険物の微少な漏れを検知するための設備を設けないこととして差し支えない。

(平成24年3月30日消防危第92号)

3 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクに講すべき措置に関する事項

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクについては、内面の腐食を防止するためのコーティング又は電気防食の措置が必要となる（規則第23条の2第1項第1号及び第2号）。

(1) 内面の腐食を防止するためのコーティングの施工に関する事項について

内面の腐食を防止するためのコーティング（以下「コーティング」という。）の施工は次のとおりとすること（告示第4条の47の2）。

- ・ ガラス繊維強化プラスチックライニングでコーティングすること。
- ・ ガラス繊維強化プラスチックライニングに用いる樹脂及び強化材は、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して劣化のおそれがないものとすること。
- ・ ガラス繊維強化プラスチックライニングの厚さは2.0mm以上とすること。

なお、その他必要な事項に関しては以下のとおりとする。

(2) コーティングに係るフローについて

施工及び申請のフローは、概ね次ページフロー図のとおりである。

なお、変更工事の取扱いが、「軽微な変更工事届出書」に該当する場合についても、フローを準用し、内面処理後実施した板厚測定結果及び成形後のコーティングの確認ができる資料の提出を求めること。

※ この手順はあくまでも例示であり、実際の施工にあたっては、手順が前後する場合がある。

※ 変更許可を要しない軽微な変更工事に該当する場合は、許可申請に係るフローを届出提出に読み替える。

(3) 施工方法について

① 漏えい検査管及びガス加圧法による漏れ点検（144号通知）

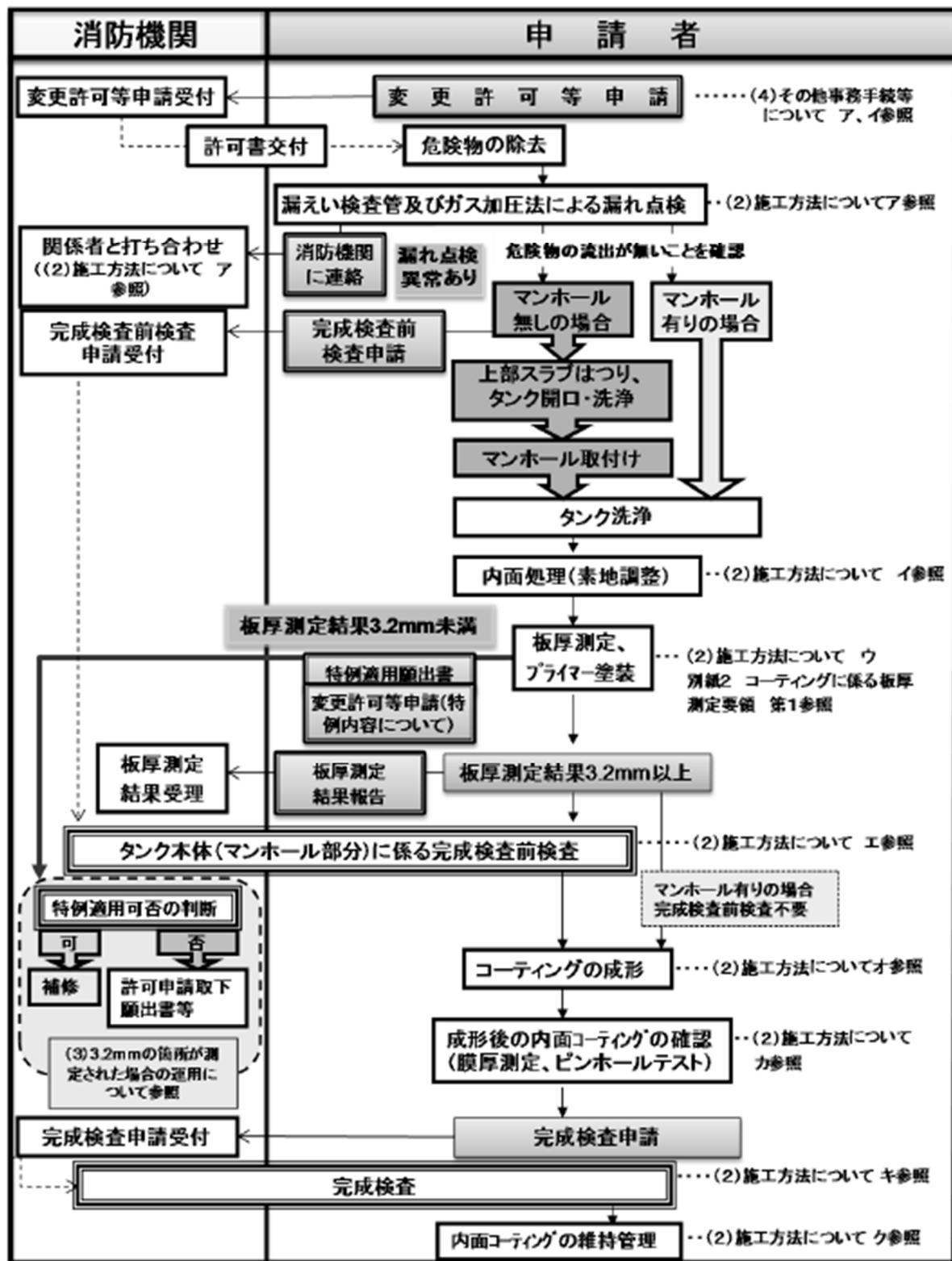
漏えい検査管及び告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法にて危険物の流出がないことを確認する。

なお、上記点検の結果、異常が認められた場合は、異常箇所が地下貯蔵タンク本体、埋設配管又は地上配管等のいずれかを特定し、技術上の基準に適合させること。

② 内面処理（素地調整）……………144号通知

ア 地下貯蔵タンク内面のクリーニング及び素地調整を行うこと。

イ 素地調整は、次の「橋梁塗装設計施工要領（首都高速道路株式会社）」（平成18年4月首都高速道路株式会社）に規定する素地調整2種以上とすること。



橋梁塗装設計施工要領（抜粋）

4-1-2 素地調整

塗装面には、塗装前に「第3章設計」に示す素地調整を行わなければならない。

表 4.1.2 新設時の素地調整

素地調整	種類	方法	除鏽程度の参考規格		備考
			ISO	SPSS	
1種	原板の素地調整	ブラスト（原板ブラスト）	Sa2 1/2	Sd2 Sh2	ブラスト後は直ちにプライマーを塗付する
	加工後の部材の素地調整	ブラスト（製品ブラスト）	Sa2 1/2	Sd2 Sh2	下塗第1層に無機ジンクリッヂペイントを用いる場合に適用する。
2種	加工後の部材の素地調整	動力工具	St3	Pt3	プライマーの損傷部と発鏽部に適用。 下塗第1層に無機ジンクリッヂペイントを用いる場合は適用できない。

表 4.1.3 塗替え時の素地調整

素地調整	調整程度	調整方法
1種	さび、塗膜を除去し、清浄な鋼材面とする。	ブラスト法
2種	さび、塗膜を除去し鋼材面を露出させる。 ただし、くぼみ部分や塗膜が残存する。	
3種	さび、劣化塗膜を除去し鋼材を露出させる。 ただし、劣化していない塗膜（活膜）は残す。	ディスクグラインダー、ワイヤーホイルなどの動力工具と手工具の併用
4種	粉化物及び付着物を落とし、活膜を残す。	

表 4.1.4 塗膜の劣化程度と素地調整の種別

塗膜の劣化程度	素地調整の種別
発鏽がはなはだしく塗膜の割れ、ふくれ、はがれについてもほぼ全面に発生している状態	1種、2種
部分的に点鏽及び塗膜の割れ、ふくれ、はがれが発生しているが活鏽も多くある状態	3種
鏽の発生がほとんどなく塗膜が変色、白亜化した状態	4種

塗装面に付着している塵埃、汚れ、油脂類や粉化塗膜は、ワイヤーブラシ、サンドペーパー、有機溶剤、水拭きなどの素地調整4種を行い、塗装面を清浄にすること。
現場溶接部、高力ボルト継手部は、素地調整2種によること。

③ 板厚測定、プライマー塗装（★）

ア 50cm²につき3点以上測定した場合において、鋼板の板厚が3.2mm以上であることを確認し、関係者等（施工業者等含む。）は、板厚測定結果を報告すること。

なお、板厚測定の測定箇所等は、別添「コーティングに係る板厚測定要領」に示す例図を参考すること。

ただし、全国危険物安全協会（以下「全危協」という。）が認定した「FRPライニング事業者」が全危協の示すマニュアルに沿って板厚測定等を実施する場合は、別添「コーティングに係る板厚測定要領」によらないことができる。

イ プライマー塗装については、内面処理及び板厚測定の後、内面の腐食防止のため速やかに塗布すること。

④ タンク本体（マンホール部分）に係る完成検査前検査（144号通知）

既設の地下貯蔵タンクにマンホールの取付けを行う場合においては、完成検査前検査が必要であること。この場合において、水圧試験に代えて、告示第71条第1項第1号に規定するガス加圧法として差し支えない。

⑤ コーティングの成形（144号通知）

ア コーティングに用いる樹脂及び強化材は、当該地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う

危険物に対して劣化のおそれのないものとすること。

- イ コーティングに用いる樹脂及び強化材は、必要とされる品質が維持されたものであること。
- ウ コーティングの厚さは、2mm以上とすること。
- エ 成形方法は、ハンドレイアップ法、紫外線硬化樹脂貼布法その他適切な方法とすること。
- オ コーティングに用いる樹脂及び強化材の材質は、規則第24条の2の3の規定によること（★）

なお、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じた樹脂及び強化材の材質の種類及び耐薬品性の確認方法は次表のとおりとなる。

危険物の種類	樹脂	強化材	耐薬品性試験
ガソリン 灯油 軽油 重油	JISK6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエスチル樹脂」(UP-CM、UP-CE 又は UP-CEE に係る規格に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエスチル樹脂	JISR3411「ガラスチョップドストランドマット」、JISR3412「ガラスロービング」、JISR3413「ガラス系」、JISR3415「ガラステープ」、JISR3416「処理ガラスクロス」又は JISR3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維	不要
上記以外	同上	同上	JISK7070「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」の試験により JISK7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」6.3 に規定する基準に適合することを確認

⑥ 成形後のコーティングの確認（144号通知）

成形後のコーティングについては、次のとおり確認すること。

施工状況	気泡、不純物等の混入等の施工不良がないことを目視で確認すること。
厚さ	膜厚計によりコーティングの厚さが設計値以上であることを確認すること。
ピンホールの有無	ピンホールテスターにより、ピンホールが無いことを確認すること。

⑦ 完成検査

成形後のコーティングについて次のとおり確認すること。（★）

なお、厚さ及びピンホールの有無については、自主検査記録にて確認することができる。

施工状況	気泡、不純物の混入等の施工不良がないことを目視で確認すること。
厚さ	膜厚計によりコーティングの厚さが設計値以上であることを確認すること。
ピンホールの有無	ピンホールテスターにより、ピンホールが無いことを確認すること。

⑧ コーティングの維持管理に関する事項（144号通知）

コーティングを施工したすべての地下貯蔵タンクについて、施工した日から10年を超えないまでの間に1回以上タンクを開放し、次に掲げる事項を確認することが望ましい。

- ア コーティングに歪み、ふくれ、亀裂、損傷、孔等の異常がないこと。
- イ 別添「コーティングに係る板厚測定要領」第1に規定する方法（全危協が認定したFRPライニング認定事業者の場合は、全危協の示すマニュアルによる測定方法）により測定した地下貯蔵タンクの板厚が3.2mm以上であること又は規則第23条に規定する基準に適合していること。ただし、次の方法により確認している場合については、確認を要さないものとして差し支えないこと。
 - ・ コーティング施工にあわせて地下貯蔵タンク及びこれに接続されている地下配管に告示第4条に規定する方法により電気防食措置を講じ、防食電圧・電流を定期的に確認してい

る場合

- 地下貯蔵タンクの対地電位を1年に1回以上測定しており、この電位が-500mV以下であることを確認している場合

(4) 3.2mm未満の箇所が測定された場合の運用について……………204号通知

① 特例適用要件

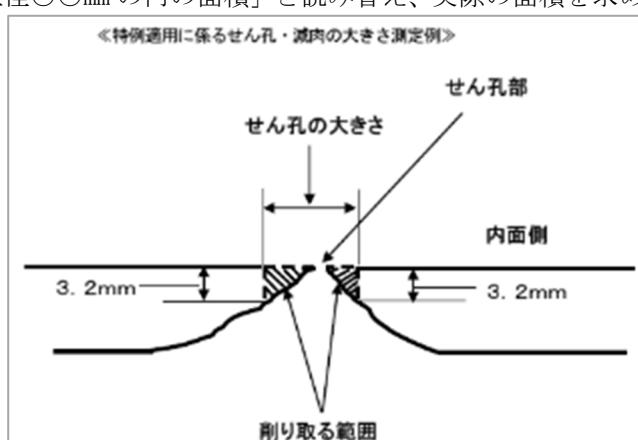
板厚が3.2mm未満となるような減肉又はせん孔が発見された場合、次の(ア)及び(イ)の要件に適合し、減肉又はせん孔部分を次の「②補修要領」により補修することについて特例を適用し、構造の基準に適合していない地下貯蔵タンクの継続使用を認めることができる。

ア 地下タンクからの危険物の流出が確認されていないこと。

なお、確認方法については、漏えい検査管及び当該地下タンクの危険物を抜き取った後に実施する漏れの点検の結果により異常がないこととする。

イ 減肉又はせん孔の個数と大きさは、次の(ア)、(イ)のいずれかを満たすこと。この場合において、減肉の大きさは、板厚が3.2mm未満の部分の大きさとし、せん孔の大きさは、せん孔部の周囲を板厚が3.2mm以上保持しているところまで削り取った大きさとする。(次図参照)

なお、減肉又はせん孔の形状が細長い楕円形又はいびつな形状等の場合、しきい値である「直径○○mm」を、「直径○○mmの円の面積」と読み替え、実際の面積を求めて判断できること。(★)



(ア) 地下タンクに1箇所のみ減肉又はせん孔がある場合、減肉又はせん孔の直径が3.8mm以下であること。

(イ) 地下タンクに複数の減肉又はせん孔がある場合は次のいずれかであること。

- 0.09 m² (30cm²)あたりの数が5箇所以下であり、かつ、減肉又はせん孔の直径が12.7mm以下であること。
- 4.6 m²あたりの数が20箇所以下であり、かつ、減肉又はせん孔の直径が12.7mm以下であること。この場合、10KLの地下タンクの表面積は概ね4.6 m²であることから、10KLの地下タンクの場合は、「①基あたりの数が20箇所以下」と読み替えることができる。

② 補修要領

次のとおり補修を行うこと。

ア 地下タンク内面の処理については、クリーニング後、「橋梁塗装設計施工要領」(平成18年4月首都高速道路株式会社)に示されている素地調整第1種相当となるように行うこと。

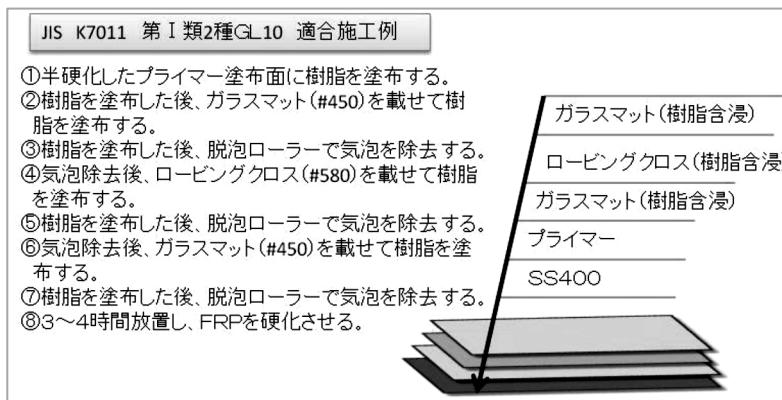
イ せん孔部分については、板厚が3.2mm以上保持しているところまで削り取り、防水セメント又は金属パテで穴及び削り取った部分を埋める。

ウ 次に示すFRPを減肉又はせん孔部位から全方向に150mm以上被覆し、厚さが2mm以上となるよう積層すること。

(ア) FRPは次表の樹脂及び強化材から造ること。

樹脂	JIS K 6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエスチル樹脂」(UP-CM、UP-CE 又は UP-CEE に係る規定に限る。)に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエスチル樹脂
強化材	JIS R 3411「ガラスチョップドストランドマット」及び JIS R 3417「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維

(イ) FRP の引張強さの限界値及び空洞率の最大値は、JIS K7011「構造用ガラス繊維強化プラスチック」の「第 I 類、2 種、GL-10」に適合すること。



(ウ) FRPは、JIS K7070「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」に規定する耐薬品性試験において JIS K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」6.3に規定する事項に適合すること。この場合において、試験液は、貯蔵し、又は取り扱う危険物とすること。

エ 補修後、第2. 1②⑤に示す方法により地下タンク内部全体にコーティングを実施すること。
なお、完成検査前検査は、補修後から全体のコーティングを成形する前までの間に実施する必要があること。

オ コーティング実施後、10年以内に開放点検を行い、次の点について点検すること。さらに、その後5年ごとに同様の点検を繰り返すこと。

(ア) コーティングにゆがみ、ふくれ、き裂、損傷、穴等の異常がないこと。

(イ) 減肉又はせん孔の個数及び大きさが、前(3)「3.2mm 未満の箇所が測定された場合の運用について」ア(イ)に適合していること。

(5) その他事務手続等について

① コーティングに係る変更工事の事務手続については 144 号通知及び「宜野湾市危険物製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」を参照すること。

なお、流出防止対策等の措置が必要な地下貯蔵タンクの場合、撤去しようとする者は当該地下貯蔵タンクを管轄する消防機関に連絡すること。

② 工事中の安全対策について (144 号通知)

コーティングの施工は、地下貯蔵タンクの内部の密閉空間において作業等を行うものであることから、可燃性蒸気の除去等火災や労働災害等の発生を防止するための措置を講ずること。

③ 作業者の知識及び技能 (144 号通知)

職位業能力開発促進法に基づく「二級強化プラスチック成形技能士（手積み積層成形作業別添1）」又はこれと同等以上の知識及び技能を有する者がコーティングの成型及び確認を行うことが望ましいこと。

④ マニュアルの整備 (144 号通知)

前(3)の施工方法並びに上記②及び③の事項を確実に実施するため、施工者は、次に掲げる事項につき、当該各号に定める基準に適合するマニュアルを整備しておくことが望ましいこと。

- ・コーティングの施工方法が前(3)に適合すること。
- ・工事中の安全対策が上記ウに適合すること。

- ・作業者の知識及び技能が上記工に適合すること。

⑤ コーティング損傷防止について（144号通知）

コーティングを施工した地下貯蔵タンクにあっては、コーティングを損傷させないようにするため、政令第13条第1項第8号の2に規定する危険物の量を自動的に表示する装置を設けることが望ましいこと。

4 電気防食に関する事項について

規則第23条の2に定める、地下貯蔵タンクの外面を保護する措置として、電気防食を要するものは次の通り。

タンク区分	タンクへの措置	電気防食の要否
腐食の恐れが特に高い地下貯蔵タンク	内面に告示（第4条の47の2）で定めるコーティングを講じたもの	不要
	上記コーティングを講じていないもの	要
その他のタンクで電気的腐食の恐れのある場所に設置されたもの		要

「電気的腐食の恐れのある場所」その他電気防食の運用については、告示第4条及び別記11【電気的腐食のおそれのある場所の測定及び判定方法並びに電気防食方式】によるほか、次によること。

(1) 施工方法について（★）

既設の地下貯蔵タンクに電気防食を施工する場合、施工前に当該地下貯蔵タンクの構造が正常であり、直近のタンク気密試験、定期時自主点検において異常がないこと等、記録により腐食貫通孔がないことを確認する必要がある。

確認の方法については、タンク内部から板厚を測定することが望ましいが、次のいずれかの方法とすることができる。

- ① 告示第71条の規定により危険物に接するすべての部分について漏れの無いことを確認する。
- ② 地下貯蔵タンクの危険物を抜き取り、70kPaの試験圧力にて漏れの無いことを確認する。
なお、既設の地下貯蔵タンクが老朽化しているおそれがあることから、当該試験に際し徐々に加圧する等、安全に配慮すること。

(2) 電気防食方式の選定（★）

電気防食方式の選定については、別記11【電気的腐食のおそれのある場所の測定判定方法並びに電気防食方式】によるほか、既設の地下貯蔵タンクに施工する場合は、施工の容易性及び利便性から外部電源方式を採用することが一般的であること。

(3) 電気防食の設備の概要

電気防食のうち、外部電源方式の主な設備概要は次のとおりである。

- ・直流電源装置 ・陽極 ・照合電極（飽和硫酸銅電極）・対地電位計測装置

(4) 変更工事の事務手続について（★）

電気防食に係る変更工事の取扱いは144号通知及び「宜野湾市危険物製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」によること。

なお、流出防止対策等の措置が必要な地下貯蔵タンクの場合、撤去しようとする者は当該地下貯蔵タンクを管轄する消防機関に連絡すること。

5 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクに講すべき措置に関する事項

「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」については、内面コーティング若しくは電気防食又は危険物の微小な漏れを検知する設備の設置の措置が必要となる。 （規則第23条の3）

危険物の微小な漏れを検知する設備は、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備とする。 （告示第4条の49の2）

また、現在、上記性能を有する設備（当該設備と同等の性能がある SIR を含む。）として一般社団法人 全国危険物安全協会の性能評定を受けたものは次表のとおりである。

なお、上記性能について、確認が困難であるため、原則、全危協の性能評価を受けたものを設置することが望ましい。（★）

分類	評価番号 全危協評	名称	業者名
高精度 液面計	第2号～2-5号	電磁油面計 (GOM-980EC-B、GOM-980EC-C) ※「地下貯蔵タンク液相部等の漏れの点検方法」の性能評価を含む。	(株)タツノ・メカトロニクス
	第12号	OPW漏洩検出装置(Site Sentinel 1)	日本スタンダードサービス(株)
	第13号	EECO漏洩検出装置(EECO)	日本スタンダードサービス(株)
	第15号～第15-5号	磁歪式デジタルスーパービジョン (DSVX-1、DSVX-1B、DSVX-1C) ※「地下貯蔵タンク液相部等の漏れの点検方法」の性能評価を含む。	昭和機器工業(株)
	第19号～第19-5号	常時監視液面計MDLシリーズ ※「地下貯蔵タンク液相部等の漏れの点検方法」の性能評価を含む。	(株)工技研究所
	第22号	漏液検知システム	(株)サンフロイント
SIR	第17号～第17-2号	ウェットストック・ウィザード バージョン4.4	(有)エンバイロ・テック・イン ターナショナル
	第20号	レイトン・オブライエン社 統計学的在庫管理分析	昭和機器工業(株)
	第23号	SSMonitor/GAC20 (SSモニター/ガック20)	タマダ(株)

上記は令和2年7月15日現在

※ 全国危険物安全協会ホームページより (<https://www.zenkikyo.or.jp/tyousa/tanku.html>)

6 高精度液面計に関する事項について

(1) 用語の定義

高精度液面計とは、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知する（以下「漏えいテスト」という。）機能を有する磁歪式液面センサー及び漏えいテスト結果をプリントアウトできる機能を有する指示部からなるものをいう。（★）

(2) 常時検知の要件について（★）

漏えい検査管による1週間に1回以上の確認、毎日の入出荷量の管理及び必要に応じて漏えいテストを実施することとする。

漏えいテスト結果はプリントアウトし、保存すること。

なお、保存期間は3年間とする。

7 SIRに関する事項について

(1) 用語の定義（★）

SIRとは、設置者等が、1日に1回以上の割合で、地下貯蔵タンクへの受入量、払出量及びタンク内の危険物の量を継続的に記録し、当該液量の情報に基づき分析者（法人を含む。）が統計的手法を用いて分析を行うことにより、直径0.3ミリメートル以下の開口部からの危険物の流出の有無を確認することができる方法をいう。

(2) 常時検知の要件について (★)

分析者から送付される報告書を保存すること。
なお、保存期間は3年間とする。

(3) 変更工事の事務手続について (★)

SIRに係る変更工事の取扱いは電気防食に係る変更工事の取扱いは144号通知及び第16章「製造所等において行われる変更工事の取扱基準」3「軽微な変更の範囲及び区分表」の表を参照すること。

なお、158号通知により、直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備（告示第4条の49の2）と同等の性能があることについて特例適用する必要があるが、全危協の性能評価を受けた当該SIR（前5の表参照）に関しては、特例適用不要とする。

8 休止中の地下貯蔵タンク等の取扱いについて

休止中の地下貯蔵タンクについては、次によること。

(1) 流出防止対策等に係る特例適用について（158号通知）

腐食のおそれが特に高いタンク等のうち危険物の貯蔵及び取扱いを休止しているものにあっては、休止の間、特例を適用して、流出防止対策等の措置を講じないことを認めて差し支えない。

(2) 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏れの点検に係る事項（改正省令）

地下貯蔵タンク、地下埋設配管及び二重殻タンクについてその所有者に課されている定期点検のうち漏れの点検及び点検記録保存義務について、危険物の貯蔵・取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該タンク等の所有者等の申請に基づき、当該タンク等に係る漏れの点検及び点検記録保存義務を市町村長等が定めた期間延長することができる。

9 既設の地下埋設配管に関する事項（★）

設置から15年以上経過している既設の地下埋設配管にあっては、機会をとらえて、配管を取り替える又は強化プラスチック製配管若しくは合成樹脂製配管等の設置される条件のもとで腐食するおそれのない配管に取り替えるよう指導することが望ましい。